

第一九回

参第一三号

昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律
(案)

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)、検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第一条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十一条の二、裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第九条、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第二条若しくは第十条、保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二又は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により昭和二十九年六月十五日に支給されるべき期末手当については、その額の計算の基礎となるべき給与の月額合計額に乗すべき割合は、これらの規定にかかわらず、左の各号に掲げる割合とする。

- | | |
|--------------------|----------|
| 一 在職期間が六月の場合 | 百分の七十五 |
| 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 | 百分の四十五 |
| 三 在職期間が三月未満の場合 | 百分の二十二・五 |

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国家公務員の家計の現状にかんがみ、昭和二十九年六月に支給されるべき期末手当を増額して支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。